

資料

「大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則」及び「大館神明社例祭余興奉納実行委員会山車及び神輿の運行に関する規約」のあらまし

平成 24 年 5 月 9 日

1 改正の経緯

- 平成 23 年 5 月 19 日 23 年度総会、小根会長選出
 ・就任に際し、会則及び組織の改革を行うことを表明
- 9 月 28 日 執行部会議
 ・改正対象は「会則」と「運行規約」
 ・作業組織は各講代表による「小委員会方式」
- 30 日 理事会において「会則改正等小委員会」設置を議決
 ・各講の理事などから成る委員で構成
 ・24 年度総会までの成案を目標
- 12 月 9 日 小委員会第 1 回会議
 ・正副委員長選出（小畑委員長、殿村・村上副委員長）
 ・会則、規約に関する意見交換
- 平成 24 年 3 月 9 日 小委員会正副委員長会議
- 22 日 小委員会第 2 回会議
 ・「1 次案」を討議
- 4 月 13 日 執行部会議において「最終案」を会長に手交
- 18 日 理事会に改正案を提出（各理事宛て送付）
- 27 日 理事会において改正案可決
- 5 月 9 日 24 年度総会に改正案を提出

2 主な改正点

(1) 会の正式名称を変更（会則第 1 条）

行事の名称が「例祭」であることから、「大館神明社**例大祭**余興奉納実行委員会」を「大館神明社**例祭**余興奉納実行委員会」に改めます。略称は変更ありません。

(2) ソフト面の担い手「芸能伝承部」の新設（会則第 5 条）

草創期に携わっていた役員が少なくなる中、余興奉納の伝統を後世に正しく伝えるため、芸能伝承部を設置します。総務部からは「生徒・児童の参加に関する業務」と「例祭参加の心得に関する業務」を、企画運行部からは「お囃子と踊りの講習に関する業務」を、宣伝広報部からは「例祭の歴史に関する資料を収集する業務」を引き継ぎます。

また、「大館ばやし保存会」との連携も担当します。

(3) 理事会制の完全移行（会則第 11 条）

これまでは、最高議決機関である「総会」と、会務執行の議決機関である「理事

会」の“二院制”でありましたが、議決が異なった時における会務停滞の懸念、一講一票による平等の尊重、機動的な会議招集を図る観点から、理事会組織に最高議決機能を合体して「新・理事会」とし、意思決定の一元化、迅速化を図ります。

(4) 理事による会則改正案の提出権（会則第 22 条）

会長（執行部）に限定していた提出権を理事にも認めることで、理事による議案提出を促し、理事会の活性化を図ります。

(5) 職務代理に関する規定の充実

会務に従事している者全員が非常勤であるため、執行や処分に際し不在（欠席）となることが想定されます。

従前は、会長に関するもののみであった代理規定を部長なども定めることで、間断なく業務を行うことが可能となります。

- ・ 会長不在 → 総務部長ほか各部長（会則第 15 条）
- ・ 部長不在 → 副部長（会則第 5 条）
- ・ 事務局長不在 → 局員（会則第 12 条）
- ・ 総指揮不在 → 副指揮（会則第 19 条）

また、各講の責任者についても、それぞれ代理規定を定めることで、運行における安全管理の向上を図ります。

- ・ 運行責任者不在 → 警備責任者（規約第 3 条）
- ・ 警備責任者不在 → 副警備責任者（ " ）

(6) 会長専決を規定（会則第 21 条）

理事会の議決を待てないほど切迫した事態における処分の規定を新たに設け、会長による臨機の処分を可能とします。

(7) 会計規定の充実（会則第 23 条）

組織の公私に関わらず、会費の管理及び出納に対するチェック体制が社会的に求められております。

支出における責任の所在を定めることで、会計の更なる信頼向上を図ります。

(8) 「山車」の読み方（会則第 16 条）

今まで慣例により「やま」と読んでいたことについて、明文で規定します。

担当・お問い合わせ

副会長・総務部長	殿村 直人（とのむら・なおと）
会則改正等小委員会	小畑 宣昌（おばた・のりまさ）
	村上 淳（むらかみ・じゅん）